

○ 財務省告示第 214 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 5 年 7 月 20 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 5 年 8 月 25 日

財務大臣 鈴木 俊一

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 17 回	1, 100, 000, 000 円	100. 74 円
〃	第 23 回	3, 200, 000, 000 円	105. 30 円
〃	第 24 回	1, 500, 000, 000 円	105. 33 円
〃	第 24 回	2, 000, 000, 000 円	105. 38 円
〃	第 24 回	1, 300, 000, 000 円	105. 47 円
〃	第 24 回	2, 000, 000, 000 円	105. 48 円
〃	第 24 回	900, 000, 000 円	105. 49 円
〃	第 24 回	1, 000, 000, 000 円	105. 54 円
〃	第 24 回	2, 000, 000, 000 円	105. 58 円
〃	第 24 回	2, 400, 000, 000 円	105. 59 円
〃	第 24 回	200, 000, 000 円	105. 60 円

〃	第 25 回	2,500,000,000 円	110.49 円
合 計		20,100,000,000 円	